

施設基準及び診療報酬に係る院内（WEB）掲示について

【医療情報取得加算】

当院は、マイナ保険証の利用（マイナンバーカードの保険証）や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しています。

- ・オンライン請求を行っています
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を診察室等で閲覧・活用できる体制を実施しています
- ・マイナ保険証の利用促進をしています
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています

【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨をお申し出ください。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方※を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とはお薬の商品名を指定せず、一般的な名称（有効成分の名称）で処方を行うことを言います。これにより有効成分・効能効果が同一であれば、先発医薬品・後発医薬品（ジェネリック医薬品）の区別なく自由にお薬を選ぶことができるようになります。

【長期収載品の処方等又は調剤に関する事項】

2024 年（令和 6 年）の診療報酬改定により、10 月から長期収載品※1 の選定療養※2 の制度が開始されました。この制度は、患者様のご希望を踏まえて長期収載品を処方した場合に、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者様にご負担いただくものです。ただし、医師が医療上の必要性を判断した場合や後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。

※1 長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年以上が経過しているものや後発品置換え率が 50%以上のものなどの要件に該当する医薬品です。

※2 選定療養とは、保険診療と保険外診療を併用できる制度のひとつであり、保険外診療にあたるものです。保険給付ではないため、消費税が別途かかります。公費も適応になりません。